



【重要】扶養認定の手続きは 「30日以内」に！

～事実発生から30日を過ぎると遡って認定できません～

💡 ここがポイント！「30日の壁」

30日以内に申請した場合

事実発生日が認定日になります。



30日を過ぎて申請した場合

申告日が認定日になります。

※事実発生日には遡れません！



令和8年5月1日にお子さまが誕生した場合…

Aさん 令和8年5月31日 申告 → 令和8年5月1日 認定

Bさん 令和8年6月1日 申告 → 令和8年6月1日 認定



5月1日から5月31日までは無保険となるため、
国民健康保険への加入が必要になります！



Bさん

もっと早く申請したらよかった…



Aさん

間に合ってよかった♪

🖥️ 手続きは電子申請システムで！24時間365日受付

「30日以内」の申告をお願いいたします

【申請の流れ】

- ① 事実発生（婚姻、出生、離職など）
- ② 必要書類を準備する
- ③ 30日以内に申請

（やむを得ず申請時に準備できない書類がある場合は備考欄へお申し出ください）



守るあなたを支えたい

防衛省共済組合



【問い合わせ先】

防衛省共済組合 コンタクトセンター

電話：050-3651-0805

受付時間：平日9:00～17:00